

## 山梨県私立学校等設置認可等申請手続取扱要領

平成 3年 3月 11日 私立学校審議会承認  
平成 17年 2月 17日 私立学校審議会承認  
平成 20年 12月 26日 私立学校審議会承認

### (趣旨)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号。(以下「法」という。))、私立学校法(昭和24年法律第270号)等学校法人及び私立学校に関する法令に基づき私立学校、私立専修学校及び私立各種学校(以下「私立学校等」という。)の設置等の認可並びに学校法人の寄附行為の認可等の申請の手続等については、山梨県私立学校法等施行細則(昭和48年2月12日山梨県規則第3号)に定めるもののほか、この取扱要領に定めるところによる。

### (設置認可等)

第2条 この取扱要領において「設置認可等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 私立学校等の設置の認可
- 二 私立学校等の課程の設置、学科の設置、収容定員の変更に係る学則変更その他法第4条第1項で定める事項の認可であって、施設の新たな整備、増改築又は大規模な改修(以下「施設整備」という。)を必要とするもの

### (学校設置等の計画)

第3条 私立学校等の設置認可等を受けようとする者(以下「設置計画者」という。)は、学校設置等計画書を次に掲げる私立学校等の種類ごとにそれぞれの期日までに知事に提出するものとする。

- 一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校(以下「小学校等」という。) 開設しようとする日の15箇月前
  - 二 専修学校及び各種学校(以下「専修学校等」という。) 開設しようとする日の12箇月前
- 2 知事は、前項の学校設置等計画書の提出があったときは、その内容について審査し、その結果を次に掲げる私立学校等の種類ごとにそれぞれの期日までに設置計画者に対し通知するものとする。
- 一 小学校等 前項の学校設置等計画書の受領後6箇月以内
  - 二 専修学校等 前項の学校設置等計画書の提出後5箇月以内
- 3 知事は、前項の通知をする場合は、山梨県私立学校審議会の意見を聴いて通知するものとする。
- 4 第2項における審査の結果が「適当」との通知がなされた場合においても、これをもって当該私立学校等の設置等が認可されたものではない。

### (学校設置等の認可)

第4条 前条第3項の適当である旨の通知を受けた設置計画者は、学校設置等認可申請書を次に掲げる私立学校等の種類ごとにそれぞれの期日までに山梨県私立学校法等施行細則(昭和48年2月12日山梨県規則第3号)に定める様式により知事に提出するものとする。

- 一 小学校等 開設しようとする日の6箇月前
  - 二 専修学校等 開設しようとする日の6箇月前
- 2 知事は、前項の学校設置等認可申請書の提出があった場合、山梨県私立学校審議会に諮り、前項の学校設置等認可申請書の受領後3箇月以内に私立学校等の設置等を認可するかどうかを決定し、当該申請者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

### (審査期間の特例)

第5条 第2条第1号の私立学校等の設置認可であって、施設整備を必要としないものにあつては、前2条の規定にかかわらず、次の各号のとおり審査期間を短縮することができる。

- 一 学校設置計画書の提出 開設しようとする日の11箇月前
- 二 学校設置計画の審査結果の通知 前号の学校設置計画書の受領後3箇月以内
- 三 学校設置認可申請書の提出 開設しようとする日の7箇月前
- 四 学校設置認可の審査結果の通知 前号の学校設置認可申請書の受領後3箇月以内

(学校法人の寄附行為の認可)

第6条 学校法人の寄附行為の認可を受けようとする者は、学校法人寄附行為認可申請書を、小学校等及び専修学校等を開設しようとする日の6箇月前までに知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の学校法人寄附行為認可申請書の提出があったときは、その内容について審査し、その結果を前項の学校法人寄附行為認可申請書の受領後3箇月以内に申請者に対し通知するものとする。

3 知事は、前項の通知をする場合は、山梨県私立学校審議会の意見を聴くものとする。

(学校法人の寄附行為変更の認可)

第7条 寄附行為の変更が第2条各号に掲げる事由によるものであるときは、学校法人の寄附行為の変更の認可を受けようとする者は、学校法人寄附行為変更認可申請書を第4条第1項各号に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の学校法人寄附行為変更認可申請書の提出があったときは、その内容について審査し、その結果を前項の学校法人寄附行為変更認可申請書の受領後3箇月以内に申請者に対し通知するものとする。

(その他の認可)

第8条 法第4条第1項で定める事項の認可であって設置認可等に該当しないもの及び設置認可等に該当しない事由による学校法人の寄附行為の変更の認可については、申請者は知事が指示する期日までに認可申請書を提出するものとする。

(提出部数)

第9条 この取扱要領に規定する計画書及び申請書の提出部数は、2部とする。

(その他)

第10条 その他この取扱要領の施行について必要な事項は、山梨県私立学校審議会にあらかじめ意見を聴くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この取扱要領は、平成3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この取扱要領の施行日前における設置計画者に対しては、この取扱要領は適用されないものとする。

附 則

この取扱要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要領は、平成21年1月1日から施行する。